

## T.P.E.A 総合体育クラブ 規約

### 第1条 定義・名称及び所在地

本規約は T.P.E.A 総合体育クラブが提供する全ての教室に適用されるものとします。

本教室は T.P.E.A 総合体育クラブ(以下当クラブ)と称します。

所在地は千葉県市川市中国分 3-15-30 になります。

### 第2条 目的

会員の発育に必要な身体の動きをマット・跳び箱・鉄棒・縄跳び・ボールなどを使い遊びの中で楽しく運動技能を習得し、また、たくさんの成功体験の中でチャレンジ精神を育むと共に自己肯定感を高める教室を目指します。

### 第3条 入会資格の条件及び手続き

当クラブへの入会は次の各項目を全て満たし、所定の手続きが完了することを条件とします。また、入会申込みについて以下の各項目を満たさず、入会を認めることが適当でないと当クラブが判断した場合、入会を認めないことができます。

1:当クラブの趣旨および運営方法並びに本規約及び入会案内その他に記載される注意事項を遵守できること

2:暴力団関係者をはじめとする反社会的勢力に該当しないこと

3:刺青(タトゥーを含む)をしていないこと

4:健康状態の異常等により、医師等に運動を制限されていないこと

5:親権者の同意があること

6:その他、当クラブが会員として不適当であると認めた者でないこと

### 第4条 会費の納入及び合宿・アクロバット費用

別に定める『入会金』『スポーツ保険費』『月会費』及びその他の諸費、合宿・アクロバット費用を所定の方法で納入していただきます。継続的に発生する会費は会員が当クラブの会員資格を有する限り教室を利用していない場合も該当する支払期日において以下の通り支払の義務が発生します。

#### (1)会費

(ア)納入は1ヶ月ごとの前納制です。毎月指定の期日に口座引落しいたします。現金での納入はお受けできません。翌年度のスポーツ安全保険費は当該年度3月分の月会費とあわせて引落しいたします。

(イ)会員様の事情により、引落しができなかった場合は速やかに規定の口座に振込こととします。

#### (2)合宿・アクロバット費用

(ア)合宿は参加が確定した段階、アクロバットは参加日当日に現金で納入するものとします。

## 第5条 個人情報の取り扱い

当クラブは法令を順守し、システムに入力していただく個人情報は教室運営に関わる以下の目的意外には利用せず、厳正なる管理のもとに保管いたします。

- (1) 保険加入・申請及び保険金請求に関する手続き
- (2) 怪我や体調不良等で保護者への連絡が必要な場合
- (3) 合宿先への資料作成及び提出が必要な場合
- (4) 法令に基づき当クラブが開示を求められた場合
- (5) 司法または行政から開示を求められた場合

## 第6条 指導日時

別に定める教室カレンダーをご確認ください。また、会員は各教室にて定められた曜日・時間にレッスンを受けるものとします。

## 第7条 料金の変更

当クラブは本規約に基づいて会員が負担すべき月会費等を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、改定日の1ヶ月前までに手紙の配布、システム内にて会員に告知するものとします。

## 第8条 損害保険への加入

当クラブではスポーツ安全保険への加入を義務とします。手続きは当クラブで実施いたします。各教室の指導員の管理下における活動中及びその往復での怪我・事故と認められた限り、スポーツ安全保険の範囲で賠償いたします。

## 第9条 事故の責任

会員は当クラブでの活動にあたり指導員の指示に従い、自己責任において行動するものとします。ただし、以下の場合には当クラブ及び指導員に対し一切の責任・損害賠償を請求しないものとします。

- (1) 怪我・事故の際に各教室に参加してから3日以内に当クラブに報告がない場合
- (2) 指導員の指示を無視した行動
- (3) 各教室の時間外の自主練習・遊びの中での事故
- (4) 会員同士の怪我・事故・窃盗・傷害・トラブル

## 第 10 条 予約・欠席・振替

会員は当クラブが運営する別に定めるシステムにて予約・欠席・振替の管理をするものとします。ただし、以下の場合は速やかに指導員に連絡するものとします。

- (1) 予約及び予約後のキャンセルを忘れた場合
- (2) 予約した教室に急遽キャンセルが必要になった場合
- (3) 当クラブから会員に配布する QR コードの持参を忘れた場合

## 第 11 条 器具の破損

会員は当クラブで使用する器具・設備を過失または故意により破損及び汚損させた場合、当クラブから損害賠償の請求をできるものとします。

## 第 12 条 休会・退会

休会・退会は当クラブが認めた会員のみ適用するものとし、以下の規定にて手続きをするものとします。無断で休会・退会された場合、通常通りの月会費を納入していただきます。

### (1) 休会

(ア) 前月の 10 日までに指導員に申告し、休会・退会届出書を提出した場合、翌月から適用といたします。前月 10 日以降に指導員に申告し、休会・退会届出書を提出した場合、翌々月から適用するものとします。

(イ) 休会費を納入していただきます。休会費は 2,000 円(税込)とします。

(ウ) 休会の延長が必要な場合は再度、休会・退会届出書を提出するものとします。

### (2) 退会

(ア) 前月の 10 日までに指導員に申告し、休会・退会届出書を提出した場合、翌月から適用といたします。前月 10 日以降に指導員に申告し、休会・退会届出書を提出した場合、翌々月から適用するものとします。

(イ) 退会に伴う月会費及びその他の諸費の返金はいたしません。

(ウ) 退会後に再入会される場合は再度、入会費を納入していただきます。

(エ) 月会費及びその他諸費の未納がある場合、休会・退会届出書を受理せず、当クラブから会員に未納分全額を請求できるものとし、納入完了後に受理するものとします。

### 第 13 条 会員資格の喪失

当クラブは会員が以下の規定に違反すると認めた場合、会員資格・指導の一時停止または除名をすることができます。

- (1) 月会費及びその他諸費の滞納が 3 ヶ月に渡り続いた場合  
(除名をもって未納の月会費及びその他諸費を免除するものではありません)
- (2) 本規約、その他各教室が定める規則に違反した場合
- (3) 当クラブの名誉・信用を毀損、または秩序を乱した場合
- (4) 入会手続きの際に虚偽を記載・登録したことが判明した場合
- (5) 会員として品位を損なうと認められる非行があった場合
- (6) 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患した場合
- (7) 当クラブの合理的な指示・指導に従わない場合
- (8) 当クラブが社会通念に照らし、会員としてふさわしくないと認めた場合

### 第 14 条 休校・閉鎖・変更

社会情勢の変化・疫病・天変地異・その他、通常に運営を継続することが困難となる事由が発生した場合、休校・閉鎖する場合がございます。原則として休校・閉鎖に伴う月会費及びその他諸費の返納はいたしません。本事象による欠席分につきましては後日、振替にてご利用ください。

### 第 15 条 会員情報の変更

会員は住所・連絡先等、入会手続きの際に入力事項に変更が発生した場合、別に定めるシステム内のアカウント設定から変更するものとします。また、参加する教室を変更する場合、指導員へ連絡するものとします。

### 第 16 条 撮影及び投稿・肖像権

当クラブが開催するイベントやレッスン受講中の会員・風景等を撮影した写真・動画を当クラブまたは当クラブが指名した教室の告知資料・ホームページ・SNS・各種メディア等において使用することができるものとします。また、会員に対し、会員および施設の撮影・SNS・各種メディア等への情報公開に関する以下の行為を禁じます。

- (1) 各教室の業務遂行に支障を生じる態様で施設内及びレッスンを撮影する行為
- (2) 各教室・各施設の撮影規則に反する行為
- (3) SNS・インターネット上への書き込み・新聞・雑誌等への投稿により、他の会員の情報を公開し、その肖像権又はプライバシー権等を侵害する行為

#### 第 17 条 附則

本規約の改定及び変更は当クラブによってのみ為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。なお、当クラブが本規約の改定及び変更を行う場合、改定日の原則 2 週間前までに内容を会員に告知するものとします。

#### 第 18 条 施行

本規約は 2025 年 1 月 1 日より施行します。